

11 ふさのくに合併支援交付金交付要綱（平成22年4月1日改正前の内容）

ふさのくに合併支援交付金交付要綱

平成19年4月

（趣旨）

第1条 知事は、市町村合併に伴う負担を軽減するとともに、市町村の合併が行われた後の一体的なまちづくり等を支援するため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）第2条第2項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）第2条第2項に規定する合併市町村（以下「合併市町村」という。）に対して、予算の範囲内でふさのくに合併支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及びこの要綱の定めるところによる。

（交付対象市町村）

第2条 交付対象市町村は、次の各号に定めるものとする。

- （1）合併重点支援地域の指定を受け、平成17年3月31日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定による廃置分合の申請をし、かつ、平成18年3月31日までに市町村の合併（旧合併特例法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）が行われた合併市町村（千葉市を除く。）
- （2）千葉県市町村合併推進構想の構想対象市町村の組合せに位置づけられ、この組合せに基づき、平成22年3月31日までに市町村の合併（新合併特例法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）が行われた合併市町村（千葉市を除く。）

（事業計画）

第3条 交付金の交付を受けようとする合併市町村は、あらかじめ、次の各号に定める事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を記載した計画書（様式第1号）を作成し、知事の承認を受けるものとする。

- （1）前条第1号に規定する交付対象市町村については、当該市町村合併に係る市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内を実施する別表に掲げる合併市町村の建設等に資するために必要な事業。
 - （2）前条第2号に規定する交付対象市町村については、当該市町村合併に係る市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度以内を実施する別表に掲げる合併市町村の建設等に資するために必要な事業。
- 2 前項各号の事業は、旧合併特例法第5条に規定する市町村建設計画に位置付けられた事業又は新合併特例法第6条に規定する合併市町村基本計画に位置付けられた事業でなければならない。ただし、別表に掲げる（1）（2）（3）及び（5）の事業並びに市町村建設計画及び合併市町村基本計画策定後の特別の事情により緊急に実施すべき事業で知事の認められた事業については、この限りでない。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第6項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村（旧合併特例法第2条第3項又は新合併特例法第2条第3項に規定する市町村をいう。以下同じ。）で執行される事業のうち、知事が特に認める事業については、第1項の規定にかかわらず、事業計画に位置付けることができる。
- 4 第1項に規定する事業計画を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（交付対象事業）

第4条 交付対象事業は、事業計画に基づき当該年度において実施する事業で、事業費が100万円以上であるものとする。

（交付金の額）

第5条 合併市町村に交付する交付金の総額は、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 第 2 条第 1 号に規定する交付対象市町村については、次の表に定める額。

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7 以上
交付金総額	5 0 0 百万円	6 0 0 百万円	7 0 0 百万円	8 0 0 百万円	9 0 0 百万円	1 , 0 0 0 百万円

(2) 第 2 条第 2 号に規定する交付対象市町村については、次の表に定める額。

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7 以上
交付金総額	2 5 0 百万円	3 0 0 百万円	3 5 0 百万円	4 0 0 百万円	4 5 0 百万円	5 0 0 百万円

2 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付対象事業に係る交付対象経費の額（その額に 1 0 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 第 2 条第 1 号に規定する交付対象市町村については、交付総額の 5 分の 1。ただし、知事が認める場合には、5 分の 2 を超えない範囲で交付することができる。

(2) 第 2 条第 2 号に規定する交付対象市町村については、交付総額の 3 分の 1。

3 第 2 条第 1 号に規定する交付対象市町村が旧合併特例法第 5 条の 2 の規定による市となるべき要件に該当しないときは、当該合併市町村に交付する交付金の総額は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、3 億円を上限とする。

4 第 2 条第 1 号に規定する交付対象市町村については、当該合併市町村（以下この項において「旧合併市町村」という。）となるための市町村の合併が行われた日から起算して 1 年以内に旧合併市町村以外の市町村と市町村の合併が行われ、新たな合併市町村（以下この項において「新合併市町村」という。）となった場合における当該新合併市町村に係る 1 合併市町村に交付する交付金の総額は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、旧合併市町村に係る合併関係市町村の数と新合併市町村に係る合併関係市町村の数を合算した合併関係市町村の数を合併関係市町村数とみなして、同号の規定を適用した場合における交付金の総額（新合併市町村が旧合併市町村であった時に同項の規定により交付されるべき交付金の額を含む。）を上限とする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により交付金の交付申請をしようとするときは、交付金交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第 7 条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定を行い、速やかにその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 8 条 前条の規定により交付金の交付決定の通知を受けた合併市町村は、交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から 2 0 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付対象事業の内容変更等)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定による交付金の交付決定の通知を受けた合併市町村（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業の内容又は交付対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（交付対象経費の 2 0 パーセント未満の額の変更で、交付金の額に増減を生じない場合を除く。）。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難

になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に事業遂行状況報告書 (様式第 4 号) の提出を求めるものとする。

(実績報告書)

第 11 条 規則第 12 条の規定により実績報告をするときは、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又はその年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに事業実績報告書 (様式第 5 号) を知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 12 条 交付金の確定額は、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額とし、確定後速やかに通知するものとする。

(交付金の請求)

第 13 条 規則第 15 条の規定により、交付金の交付の請求をするときは、請求書 (様式第 6 号) を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第 14 条 規則第 16 条第 2 項の規定により、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書 (様式第 7 号) を知事に提出しなければならない。

(書類の保存等)

第 15 条 事業者は、交付対象事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を事業計画の終了の年度以降 5 年間保存しなければならない。

(交付金の財源上の取扱い)

第 16 条 交付対象事業に、国庫補助金、地方債等特定財源 (千葉県市町村振興資金を含む) を充当する場合には、当該特定財源を充当した後の事業者の負担額に対して交付するものとする。

(合併関係市町村に対する特例)

第 17 条 第 3 条第 3 項に規定する事業については、第 2 条各号の規定にかかわらず、地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村に交付することができる。この場合において、平成 16 年 4 月 1 日から当該合併関係市町村の合併の前日までにおけるこの要綱の規定の適用については、第 1 条中「市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧合併特例法」という。) 第 2 条第 2 項及び市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号。以下「新合併特例法」という。) 第 2 条第 2 項に規定する合併市町村 (以下「合併市町村」という。) 」とあるのは「地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」と、第 2 条第 1 号中「平成 17 年 3 月 31 日までに地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 7 条第 1 項の規定による廃置分合の申請をし、かつ、平成 18 年 3 月 31 日までに市町村の合併 (旧合併特例法第 2 条第 1 項に規定する市町村の合併をいう。) が行われた合併市町村」とあるのは「地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」と、第 2 条第 2 号中「平成 22 年 3 月 31 日までに市町村の合併 (新合併特例法第 2 条第 1 項に規定する市町村の合併をいう。) が行われた合併市町村」とあるのは「地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」と、第 3 条第 1 項中「合併市町村」とあるのは「地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」と、同項第 1 号中「当該市町村合併に係る市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度以内」とあるのは「地方自治法第 7 条第 6 項の規定による廃置分合申請の議決が得られた年度の初日から合併関係市町村に係る市町村の合併が行われた日の前日ま

で」と、同項第2号中「当該市町村合併に係る市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度以内」とあるのは「地方自治法第7条第6項の規定による廃置分合申請の議決が得られた年度の初日から合併関係市町村に係る市町村の合併が行われた日の前日まで」と、第8条第1項中「合併市町村」とあるのは「地方自治法第7条第6項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」と、第9条第1項中「合併市町村」とあるのは「地方自治法第7条第6項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村」とする。

2 前項の規定により交付金の交付を受けた地方自治法第7条第6項の規定による廃置分合申請の議決を経た合併関係市町村について市町村の合併が行われた場合における当該合併市町村に対する第5条第1項の規定の適用については、同項1号中「500百万円」とあるのは「500百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「600百万円」とあるのは「600百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「700百万円」とあるのは「700百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「800百万円」とあるのは「800百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「900百万円」とあるのは「900百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「1,000百万円」とあるのは「1,000百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」とし、同項2号中「250百万円」とあるのは「250百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「300百万円」とあるのは「300百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「350百万円」とあるのは「350百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「400百万円」とあるのは「400百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「450百万円」とあるのは「450百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」と、「500百万円」とあるのは「500百万円から当該合併関係市町村について市町村の合併が行われた日前に交付を受けていた交付金の合計額を減じた額」とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

別表(第3条関係)

(1)旧市町村の地域振興のための事業(伝統文化保存やコミュニティ育成等)
(2)市町村のアイデンティティを高めるための事業(市章、市歌、イベント等)
(3)広域的、効率的行政サービスを行うための事業(電算システム統一等)

(4) 行政格差是正のための事業 (保健福祉施設整備など格差是正のための事業)

(5) その他知事が認める事業